

東京都市計画特別用途地区の変更(練馬区決定)【原案】

都市計画特別用途地区をつぎのように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 ha 132.1 (132.4)	練馬区特別工業地区建築条例（平成 16 年 3 月条例第 22 号） 〔規制内容の概要〕 ・住宅の混在率の高い準工業地域内に指定し、居住環境の保全および中小工場の保護を図るため、工場の用途および規模による規制ならびに風俗営業関連施設の規制を行う。
合 計	約 ha 132.1 (132.4)	

「種類、位置および区域は、計画図表示のとおり」

理 由

氷川台駅周辺地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、特別用途地区である特別工業地区の区域について、指定を解除するものである。

変更概要【原案】

変 更 箇 所	変 更 前	変 更 後	面 積	備 考
練馬区桜台三丁目および氷川台三丁目各地内	特別工業地区	—	約 ha 0.3	